

第16回大垣市景観遺産審議会 会議録

<p>日 時：平成26年9月8日（月） 9時30分から12時15分まで</p> <p>場 所：大垣市役所 東庁舎3階 大会議室</p> <p>議 題：大垣市景観遺産及び景観自慢の指定について ほか</p> <p>出席委員（敬称略）</p> <p style="padding-left: 20px;">溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 隆雄、杉原 重明、森川 賢治 【計5名】</p> <p>市及び事務局</p> <p style="padding-left: 20px;">北村 弘司（都市計画課長）</p> <p style="padding-left: 20px;">渡部 直樹（都市計画課主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">加藤 重徳（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">森本早由里（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">臼井 みか（文化振興課文化財保護・活用推進グループ） 【計5名】</p>	
事務局	<p style="text-align: center;">（開始時刻 9：30）</p> <p>※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p style="text-align: center;">＜議事進行については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。＞</p>
会 長	<p>※本日の審議会は、大垣市景観遺産・景観自慢の指定に関する審議となり、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、前回と同様に非公開とすることを報告</p> <p>※議事録署名者として杉原委員を指名</p> <p>※議案として、「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について」及び「大垣市景観遺産の指定の解除について」の2件を議題とすることを報告</p> <p>※事務局に対し、議事（2）①「景観遺産指定候補物件の選定について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※現地確認調査結果等について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料3】により現地確認調査の集計結果を説明（物件ごとの評価、単独・群指定等の意向）

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料4】により指定基準や過去の審議経緯等を説明（市指定の重要文化財、「くくり」の取り扱い） <p>※現地確認時に事務局に調査依頼のあった「過去の審議で応募の時点ではなかったものを、現地確認調査時に発見して、候補物件に追加した事例」の有無については、該当がない旨を報告</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>景観遺産指定候補物件の選定に関する現地確認調査の集計結果等について、事務局より報告していただきました。</p> <p>この結果を参考にしながら、景観遺産指定候補物件の選定について審議したいと思います。</p> <p>審議の前に確認ですが、詳細基準はあくまで参考であって、これに拘束されるわけではないということによろしいですね。</p>
事務局	<p>詳細基準については、前回の審議会のときに、概ねの指定の方向性として、資料として出ささせていただき、ご了承をいただいておりますが、あくまで参考であって、これで決定というわけではありません。</p>
会長	<p>わかりました。この資料を基準として、審議会として議論するというところで、忌憚なく委員の先生方のご意見を賜りたいと存じます。</p> <p>それでは、指定候補物件である新規物件2及び新規物件3から審議してまいりたいと存じます。</p> <p>※指定候補物件（新規物件2・新規物件3）について審議 ※主な意見は次のとおり</p> <p>【新規物件2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認調査では、はだか祭の舞台であり、郷土性はあるが、大きな看板が目立ち、境内には小屋が雑多にあることから意匠性が低いという印象を受けた。（委員） ・独特の世界観、民俗的、土俗的な世界であり、新本堂もどうかという印象を受けたため、現地確認調査では除外と判断した。（委員）

	<ul style="list-style-type: none"> • 委員の皆さんの評価のとおり、地域の場所性が高く、まつりとのセットで考えると市民も納得すると思う。(委員) • 地元の気持ちを代弁すると、季節の風物詩として市民の心に根付いている、大垣の節分行事の代名詞であり、常時見られないけれども、ここに来るとまつりの情景を思い浮かべることができる景観として、景観遺産にふさわしいのではないか。(委員) • 大垣共立銀行を審議した際に、大垣市民がこの建物を見て大垣の元気を思い浮かべることができるということが話題になったことを思い出した。この点では先ほどの発言には同調できる。(委員) • 同意見あり。 <p>【新規物件3について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 景観遺産に指定することで適切な保存を働きかけたいということが現地確認調査で話題となった。 • 各委員の評価も高い。(委員) <p>会 長 それでは、新規物件2及び新規物件3につきましては、基準どおり、景観遺産として指定することに異議ございませんか。</p> <p>委 員 (異議なし)</p> <p>会 長 ありがとうございました。 続きまして、検討物件(新規物件1及び再審査物件1)について審議してまいりたいと存じます。</p> <p>※検討物件(新規物件1)について審議 ※主な意見は次のとおり 【新規物件1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 応募物件としては楠の木であったが、現地で確認すると校門をくぐったところにクスノキがあるということで、校門を含めて価値付けをしたほうが良いと思う。(委員) • クスノキとしては大木ではないが、郷土性、表象性を評価できる、ただし、校門を含めて景観遺産としたほうが適当である。(委員)
--	--

<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 林町のクスノキと同様、地域に密着したものとして評価できる。門として残っているのは珍しいので、合わせて指定したほうがよい。(委員) • 応募がクスノキとなっているが、クスノキだけで景観遺産に指定するのは、どこにでもある木のため、物足りない印象を持った。(委員) • 正門脇に生育するという点でも、心情的・学校の景観的に存在感が認められる。また、門柱も明治時代からのものが残っており、貴重である。(委員) • このような形の門柱が現在まで残っているのは珍しいか。(委員) • 旧の大垣地域では少ないが、赤坂小学校・青墓小学校のように赤坂地域では残っている場所もある。(事務局) • 上石津地域にはもっと大きいクスノキもある。単に風景としてではなく、歴史を踏まえた部分を評価するのが望ましい。 • 校門は、入学式、卒業式などで写真を撮るなど、学校の中では印象に残るもの。ここにあるクスノキということで、一体のものとして取り扱ってはどうか。(委員) • 応募時にはなかったものを、現地で新たな価値を見出したものとして、追加して指定することは可能だと思う。(委員) • 名称には、学校行事でも使われている、「興文木」を使用して、「興文木(クスノキ)と校門門柱」ではどうか。(委員) • 景観遺産として重みを持たせるのであれば、名称には東門よりも正門を使用したい。(委員) • 学校の敷地は当時から拡大されたか。(委員) • 敷地は変わっていない。私が小学生のときは「正門」と呼んでいた。(事務局) • 「正門」とするか「東門」とするかは、事務局で確認してほしい。(委員) <p>以上の意見を整理すると、新規物件1については、現地確認の結果、景観的に価値のあるものとして新たに校門を加え、また、木そのものの価値よりも、歴史を踏まえた存在感のあるものとして、木と校門を一体のものとして景観遺産に指定することということによろしいでしょうか。</p>
------------	--

委員	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>※引き続き、検討物件（再審査物件1）について審議 ※主な意見は次のとおり 【再審査物件1について】 <指定の可否について> ・ため池を水源とするマンボ、水路を含めて、土木遺産として価値がある。(委員) ・全体として後世への遺産としては残したい、価値のあるものとして認められるが、なかなか見ることができないのが問題である。(委員) ・歴史的なものであるが、現在でも使用されている貴重なものである。(委員) ・輪中地帯の平野部にある特徴的なものとしての水屋や輪中提と同様、里山地域において耕作地を形成するのに必要不可欠なものであり、上石津地域を特徴付ける遺産といえる。(委員) ・景観遺産としての価値を明確にすることで、積極的に公開するよう働きかけたい。(委員) ・景観遺産として指定することには異議なし。</p> <p><指定の名称・範囲について> ・指定名称は、地域で使用されているものにしてはどうか。(委員) ・地元では「馬瀬のマンボ」と呼ばれている。また、「上石津のため池とマンボ」では範囲が広くなりすぎる。(委員) ・名称は本日決定する必要があるか。(委員) ・答申書に名称を記載するため、本日決定していただきたい。(事務局) ・応募のあったため池は「奥田ため池」である。(委員) ・「マンボ群」とすると、焦点がずれる。(委員) ・ため池だけでなく、水路、マンボ全体で、価値を判断し、全体で景観遺産として指定してはどうか。ため池とマンボだけでは、水路が抜けてしまう。(委員) ・宮代（垂井町）の場合は、ため池・マンボにすべて名称がついているので、総称して名称を「宮代のため池とマンボ」とした。(委員)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> • 景観を構成するものとして、ため池、マンボ、水路が一体のものとしてあるので、名称に含めるか、説明文の中で触れるかということになると思う。(委員) • 「ため池とマンボ」でよいのでは。ただ「上石津の」とすると、範囲が広くなりすぎる。(委員) • ため池、水路、マンボが一体となって景観的価値がある。物件名称としては「ため池とマンボ」とするが、水路や、ほかのため池・マンボも指定の対象としてはどうか。(委員) • 地図上で、パンフレットなどで説明するとき、場所はどのように表示させていただければよいか。 (事務局) • パンフレットなどでは、指定番号 29「上石津町牧田地域の常夜燈群」のように、代表的なものを特徴的なものとして掲載してはどうか。(委員) • 応募があったのは「奥田のため池・馬瀬のマンボ」なので、今回は応募物件のみ指定して、講評の中で他にもあることを触れてはどうか。(委員) • 多良小だよりでは、「多良地区」のため池とマンボと紹介されている。(事務局) • 小学校だよりで「多良地区」と紹介されているのであれば、地元の方が認識している領域はカバーしておいたほうがよい。(委員) <p>会 長 以上の意見を整理すると、再審査物件 1 については、「ため池とマンボ」として景観遺産に指定し、その対象範囲をどこまでとするかは、改めて事務局で整理していただき、後日持ち回り決定をするということによろしいでしょうか。</p> <p>委 員 (異議なし)</p> <p>会 長 ありがとうございました。 続きまして、保留物件（新規物件 4）について審議してまいりたいと存じます。</p> <p>※保留物件（新規物件 4）について審議 ※主な意見は次のとおり 【新規物件 4 について】</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・参道の階段は、木々が茂っていたかつての風情が失われた印象がある。岡山本陣跡や著名人の墓、石碑等を含め、勝山全体として大きな景観として捉えたい。(委員) ・勝山そのものの歴史的価値が高いと思う。今回の応募理由と照らし合わせると、勝山と景観的に一体のものとして取り扱うのはしっくりこない。新規物件2のような民俗的な世界観とも少し方向性が違う印象を持った。(委員) ・階段右手の整備がちょっともったいない。(委員) ・今回初めて現地を見たが、歴史的には非常に趣きがあって素晴らしい。石段も趣きがあるので、一体として群として指定できるのではないか。(委員) ・勝山の応募があれば、勝山として判断できるが、今回の応募で勝山全体まで広げるのは無理があるのではないか。他にも単体で景観としてふさわしい部分もあると思うので、今回勝山としてまとめて指定するのがもったいない。(委員) ・船町(美濃路)の場合に、個別の物件を景観遺産として指定し、全体の指定を見送った経緯もある。(委員)
会 長	以上の意見を整理すると、新規物件4については、勝山全体としての指定を見送ること、及び、単体としても景観遺産の指定を見送るということによろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、景観遺産の答申物件のまとめに入りたいと思います。景観遺産の答申物件は、新規物件1、新規物件2、新規物件3、再審査物件1の4件とすることで、よろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございました。
会 長	それでは、今回の景観遺産の指定候補物件として、4件を答申させていただきます。答申書の案につきましては、景観自慢指定候補物件の選定後に、まとめて審議したいと思います。
会 長	続きまして、議事(2)の②「景観自慢指定候補物件の選定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>※景観自慢指定候補物件について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規物件4が景観遺産指定候補物件とならなかったため、景観自慢指定候補物件の選考対象として審議することを説明 ・【資料5】により、再審査物件について、過去の審議における経過と、前回の審議会で決定された詳細基準に照らした審議の方向性を説明 ・再審査物件については、景観自慢の選考に漏れた場合は、再応募がない限り、候補物件から外れることを説明
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局より報告していただきました内容を参考にしながら、景観自慢指定候補物件の選定について審議したいと思えます。</p> <p>※以後景観自慢候補物件について、詳細基準に基づく仕分けを行い、詳細基準の内容ごとに審議</p> <p>※以下各物件についての主な意見</p> <p>◎指定候補物件</p> <p>【再審査物件13について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに情報がわかれば議論の余地はある。(委員) ・歴史的経緯がわかれば、景観遺産となり得る。すぐになくなるおそれなければ、保留でよいのでは。(委員) ・地元では堤防付近に「ハナモモ」を植樹する事業を行っている。過去の経緯がわからなくても地元での修景・外へのアピールがしっかりしていれば景観自慢ということも考えられる。(事務局) ・景観自慢として価値付けを与えるにしても、情報があれば景観遺産になり得る物件を景観自慢に指定するよりは、保留としたい。事務局には継続して歴史の裏付けなどの情報を収集して欲しい。(委員) ・引き続き、継続審査要望物件とすることに異議なし。(全委員) <p>【再審査物件7について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の熱い思いを後世にまで残して欲しい。景観自慢として価値付けをしたい。(委員) ・景観自慢として指定することに異議なし。(全委員)

【再審査物件1について】

- 過去の審議の中では、現状からみて、景観遺産とまではいえないが、十分に価値付けすべき物件として認識している。
(委員)
- 景観自慢として指定することに異議なし。(全委員)

◎保留物件

【再審査物件2について】

- 美濃路沿いの物件、歴史性や地元の思いも十分認められる。
(委員)
- ここに美濃路があり、墨俣宿の人々が琉球使節に揮毫してもらったという、他の石灯笼とは違う価値を見出せる。「琉球使節ゆかりの石灯笼」として、景観自慢に指定してはどうか。
(委員)
- 景観自慢として指定することに異議なし。(全委員)

【再審査物件4について】

- 見た目には問題があるが、歴史性があり、面白い物件である。こういうものがあるのもいいのでは。(委員)
- 景観遺産には物足りないが、景観上の貢献を積極的に評価していくことから考えれば、景観自慢として十分評価できる物件である。(委員)
- 景観自慢として指定することに異議なし。(全委員)
- 建築の立場からいうと、鉄筋コンクリートの物件は、木造と違い一般的に動かせない、取替えがきかないなど、保存がしにくい。また、景観自慢には景観遺産のような補助制度もないため、今後この物件をどう取扱っていくかが課題。
(委員)

【再審査物件5について】

- まわりからは見えにくい、望見しがたい。(委員)
- 建造物としての価値は高い。(委員)
- 所有者の方は、公に出そうとしない傾向にある。
(事務局)
- 景観自慢よりは、景観遺産として再度検討すべき物件。
(委員)
- 景観自慢から除外することに異議なし。(全委員)

【再審査物件6について】

- ・鎌倉街道沿いと推定される。市指定文化財。(委員)
- ・景観自慢としての価値は十分にあると思う。(委員)
- ・景観自慢として指定することに異議なし。(全委員)

◎群としての取扱いを審議する物件

【再審査物件3について】

- ・単体では景観遺産として物足りないので、指定番号42「寺町界限」とくるかという議論があった。(委員)
- ・本物件は、もともと長良川の改修により移転したものである。移転の結果、たまたま寺町界限と隣接することになっただけで、趣旨・性格が異なるため、くるのには適さない。また、物件単体で見ても、景観自慢としての価値付けが難しいと思う。(委員)
- ・景観自慢から除外することについて異議なし。(全委員)

【再審査物件12について】

- ・単体としての評価をするのか、群としての景観自慢として取り扱うのか。(委員)
- ・応募物件単体というよりも、周辺を含めて景観自慢群として審議をしていただければ。(事務局)
- ・応募物件にべんがらは認められなかった。また、地元にお住まいの方が自慢できるものかどうか、というのが審査のポイントとなると思う。(委員)
- ・地元としては早く取り壊したいという声があるので、群としても難しいのではないか。(委員)
- ・単独では評価が難しい、また周辺地域にしても焦点が定まりにくく、地域としても指定は難しい。(委員)
- ・景観自慢から除外することについて異議なし。(全委員)

◎保留物件

【再審査物件8について】

- ・市内に他に同じような橋はあるか。(委員)
- ・事務局で調査したところ、市内に同じような橋はなかった。(事務局)
- ・景観自慢としては十分価値付けできる。(委員)

- ・戦争遺産に景観自慢と名称を付けていいのかどうか。名称の付け方、言葉の問題ではあるが、市民の方がどんな印象を持たれるかというのが気になる。むしろ、市内に他にない、戦意高揚をあらわした特徴性のある珍しいものとして、景観遺産に指定してもよいのではないか。(委員)
- ・景観遺産として指定することについて異議なし。(全委員)

【再審査物件9について】

- ・上石津地域の神社と比べると、普通の社叢であり、景観遺産としては弱い。(委員)
- ・景観自慢として検討するにも、再審査物件7・再審査物件2のように、もうひとつ何か特徴的なものがないと、景観としての印象が弱い。(委員)
- ・景観自慢から除外することについて異議なし。(全委員)

【再審査物件10について】

- ・地元がどう思うか。景観自慢として誇りに思えるかがポイントとなる。(委員)
- ・教育委員会で近代和風の建築物調査を依頼する際に、良い返事をもらえなかった経緯がある。(文化振興課)
- ・景観自慢から除外することについて異議なし。(各委員)

【再審査物件14について】

- ・災害がたびたびあるなか、まちづくりの方向性を検討できる段階ではないのでは。(委員)
- ・砂防堤などの工事は完了したが、今年度も避難勧告が頻発しており、状況は変わっていない。(事務局)
- ・引き続き、継続審査要望物件とすることに異議なし。(全委員)

【新規物件4について】

- ・低地で暮らしている大垣の多くの市民から見たら、長い石段を登るイメージが新鮮である。遠足でも必ず行くところであり、大垣の低地の寺院にはない風情がある。景観自慢として指定する価値は十分にある。(委員)
- ・名称をどうするか。石段だけでは少し限定されないか。「石段と境内地」にしてはどうか。(委員)

	<ul style="list-style-type: none"> ・景観自慢として指定することについて異議なし。(全委員) ・今後、勝山全体としての評価も望まれるところである。 (委員)
会 長	<p>それでは、以上の議論を踏まえまして、答申案の内容についての審議に移りたいと存じます。</p> <p>議事(2)の③「景観遺産・景観自慢の指定について(答申案)」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>※景観遺産・景観自慢の指定について答申案の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料6】により、答申書(案)の概要説明。 ・答申物件を答申書別紙に記載することを説明。
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。</p>
委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>それでは、答申物件の指定名称および種類、ならびに答申書については、以上のとおりとし、詳細は、事務局での精査・確認後に持ち回り決定することで、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今回の景観遺産の指定候補物件として、5件を、景観自慢の指定候補として、6件を答申させていただきます。</p>
会 長	<p>続きまして、議事(2)の④「景観遺産の指定の解除について(答申案)」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>※景観遺産の指定の解除について答申案の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料7】により、答申書(案)の内容説明。 (船町湊跡と奥の細道むすびの地)
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。</p>

委員	(意見・質問なし)
会長	それでは、景観遺産の指定の解除の答申については、原案のとおりとすることで、よろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
会長	ありがとうございました。
会長	続きまして、議事(3)の「その他」に移りたいと存じます。「今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>※今後のスケジュールについて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料8】により、今後の指定までのスケジュール案の説明。 ・その他報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ①「指定番号36番 旗本西高木家陣屋と高雄のもみじ」が、国史跡に指定されることになり、国指定後、景観遺産指定解除の諮問をして、次回の審議会で景観遺産の指定解除の審議、答申案を決定する予定。 ②「指定番号44番 一夜城址公園とその周辺」について、補助項目「新犀川と調節樋門」を管理する岐阜県が、今年度に、調節樋門の改修工事を行う予定である。改修後の形状や色彩は現状と同等のものにする予定のため、事務局としては影響がないと判断。
会長	ありがとうございました。 何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。
委員	(意見・質問なし)
会長	ありがとうございました。 本日予定されている議案は以上でございます。では、事務局にお返しします。
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれもちまして審議会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(終了時刻 12:15)</p>

配布資料 一覧	・大垣市景観遺産審議会委員名簿	【資料1】
	・(再)大垣市景観遺産・景観自慢応募・再審査物件一覧	【資料2】
	・現地確認調査の集計結果	【資料3】
	・大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について	【資料4】
	・再審査物件一覧（過去の審議経過）	【資料5】
	・大垣市景観遺産・景観自慢の指定について（答申案）	【資料6】
	・大垣市景観遺産の指定の解除について（答申案）	【資料7】
	・今後のスケジュールについて	【資料8】

※資料2、資料3、資料5は、内容が個人に関する情報等のため、非公開として
ています。